

# 不妊予防支援パッケージ

## － ライフステージに応じた女性の健康推進策 －

令和3年7月9日

内閣府  
文部科学省  
厚生労働省

### 1 趣旨

- 現在、政府においては、不妊治療への保険適用の実現に向けた検討を進めるとともに、現行の助成制度の大幅拡充を行い、経済的負担の軽減を図るなど、不妊治療等を希望する方への支援の強化に取り組んでいる。
- 一方、女性特有の健康課題の現状をみると、次のような状況が見られる。
  - ・ 20代の64.2%、30代の51.8%が月経痛を抱えており、<sup>1</sup>
  - ・ 月経痛で受診した女性のうち、子宮内膜症や子宮筋腫等を原因とする器質性月経困難症(月経痛・体調不良等)の割合は、20代で3割、30代で5割、40代で7割となっている。<sup>2</sup>
  - ・ 働く女性の半数弱は、月経異常を感じても婦人科等を受診しない。<sup>3</sup>
  - ・ ほとんどの中高生女子は、月経痛やPMS(月経前症候群)があっても婦人科等に行かない。<sup>4</sup>
  - ・ 7割超のトップアスリートがPMSを自覚している。<sup>5</sup>
    - ※ 女性競技者の三主徴：利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症
- 上記のような健康課題は、女性の活躍を阻害するとともに、不妊につながるリスクもあるため、その早期発見・治療、重症化予防を行うことは、男女共同参画の推進や、不妊に悩む方々への支援の観点から極めて重要である。
- このような中で、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、「女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援を行い、気づかれにくい不妊リスクをなくしていくための「不妊予防支援パッケージ」（仮称）を早急に策定する。」とされたところである。
- こうしたことを踏まえ、保健・医療分野にとどまらず、学校・アスリート、職場など幅広い分野において、関係府省が連携し、生涯にわたる女性の健康の包括的な支援を通じて、不妊予防に向けた取り組みを推進し、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指す。

<sup>1</sup>内閣府「男女の健康意識に関する調査」(平成30年)

<sup>2</sup>厚生科学研究「リプロダクティブ・ヘルスから見た子宮内膜症等の予防、診断、治療に関する研究」(平成12年)

<sup>3</sup>日本医療政策機構「働く女性の健康増進調査2018」(平成30年)

<sup>4</sup>日本子宮内膜症会議 スポーツ庁委託事業「子どもの体力向上課題対策プロジェクト」(平成28年)

<sup>5</sup>日本臨床スポーツ医学誌「女性トップアスリートの低用量ピル使用率とこれからの課題」(平成26年)

## 2 具体的な支援

### (1) 保健・医療

- 女性の健康に関する情報発信の強化
  - ・ 女性の病気セルフチェックなど、スマホを含む様々な媒体で使いやすいコンテンツ作りを強化する（受診勧奨を目的としたセルフチェックの有効性に係る検証事業を実施中）。
  - ・ 女性の健康週間（3/1～8）において、例えば東京ガールズコレクション等、若い女性の注目度が高いイベントとのタイアップを企画する。
  - ・ 各ライフステージに応じた女性の身体的・精神的な悩みに関する相談指導等を行う女性健康支援センターについて、情報発信・周知啓発を引き続き行っていく。
- HPV ワクチンについて、接種の検討・判断に必要な情報を確実に届けるため、リーフレットを接種対象者等に個別送付しており、丁寧な情報提供を継続する。
- 子宮頸がん検診等の拡充
  - ・ 子宮頸がん検診の受診率向上を図るため、情報発信・周知啓発の取組を強化する。
  - ・ 働く女性等が受診しやすいよう、休日夜間での検診対応を促進する。
  - ・ 子宮頸がん検診の過程で、子宮筋腫・子宮内膜症等の病状等が疑われる場合に、産婦人科等への受診勧奨又は経膈超音波検査等の子宮内膜症等に係る検査が確実に行われるよう、精密検査の受診勧奨等の取組の徹底を図るとともに、職域における子宮頸がん検診の精度管理のための取組を進める。
- 健診の在り方の研究
  - ・ 令和4年度厚生労働科学研究費事業により、諸外国の健診制度も参考にしながら、我が国の健診項目の在り方（ライフステージや性別に応じた項目の在り方を含む）等について研究を行う。

### (2) 学校・アスリート

- 全国の学校等における体制や取組の強化
  - ・ 女性の健康に関する養護教諭の研修を充実する。
  - ・ 定期健診時の保健調査票の記入に際し、月経随伴症状等に関して記載する仕組みを追加することにより、必要な児童生徒を適切に産婦人科医等へつなぐ取組について検討する。
- 産婦人科医等外部講師を活用した性に関する指導の推進を図る。

- スポーツ庁ホームページ等で運動性無月経のリスクや痩せすぎによる健康リスクの回避等に係る周知を実施する。
- トップアスリートにおける婦人科専門医との面談等の相談体制の充実を図る。
- 中高生アスリートの健康課題の解決に向けた調査研究等について検討する。
- 指導者・本人・保護者への啓発強化、指導者研修等の充実を図る(低用量経口避妊薬(ピル)の活用等)。

### (3) 働く女性

- 事業主団体に対し、月経困難症に悩む女性労働者への配慮等（婦人科等を受診する場合の特段の配慮、相談しやすい職場環境の整備等）について要請を行う。
- 職場における相談体制の拡充
  - ・ 産業医等に対する専門研修を拡充し、月経関連疾患など女性の健康課題の知見向上を図る。
  - ・ 産業保健総合支援センターに配置する産業医等にも上記研修を行い、中小企業で働く女性の相談ニーズにも対応する。
  - ・ 産業保健総合支援センターと、女性健康支援センターや不妊専門相談センターとの連携強化を図る（連携コーディネーターの配置）。
- 様々な機会を活用した女性の健康課題に関する情報発信の強化
  - ・ 職場での定期健診において、働く女性が自身の健康課題について考え、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診を促すリーフレットの配布を行う。
  - ・ 事業主・労働者向けセミナーの開催や、企業における取組事例の収集・提供等により、女性の健康課題に関する情報提供・周知啓発の強化を図る。
  - ・ 健康経営の啓発強化を図る。